

市職員の給与などの状況を公表します

市の人事行政運営等について、市民のみなさんに理解していただくため、「駒ヶ根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、市職員の任用、給与、職員数などについて、その概要をお知らせします。

1 職員給与の状況

(1) 人件費の状況【一般会計決算】

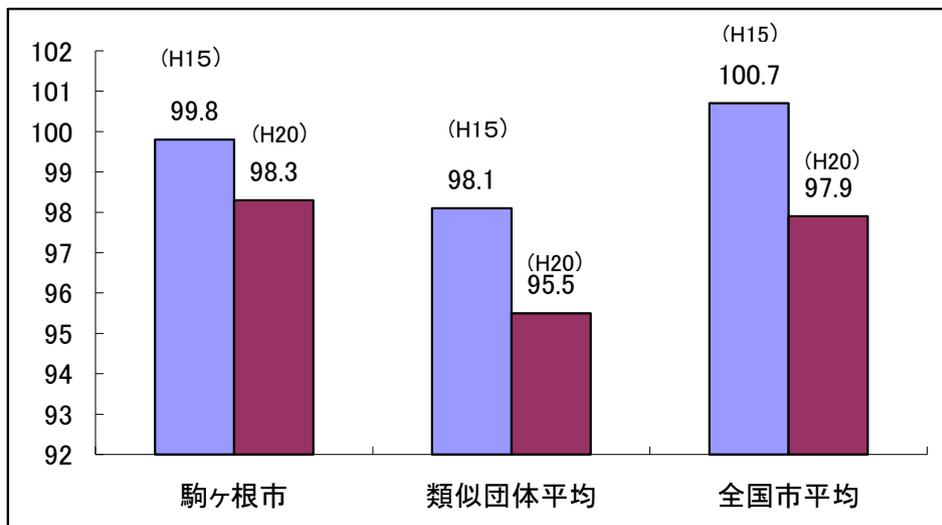
区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 34,156	千円 14,381,802	千円 248,760	千円 2,881,756	% 20.0	% 18.2

(2) 職員給与費の状況【一般会計決算】

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B	(参考) 類似団体平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
19年度	人 274	千円 1,016,342	千円 143,754	千円 435,967	千円 1,596,063	千円 5,825	千円 6,002

(注1) 職員手当には退職手当は含まれていません
 (注2) 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況【各年4月1日現在】



*1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

*2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純化したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
駒ヶ根市	42.1 歳	335,186 円	381,609 円	353,390 円
長野県	45.2 歳	361,566 円	427,356 円	399,830 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.3 歳	330,935 円	375,723 円	356,536 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
駒ヶ根市	50.3	32	337,338	345,801	344,019	—	—	—	—
うち学校調理員	51.3	19	342,279	351,100	—	調理師	42.1	246,700	1.42
うち用務員	48.3	3	333,600	359,468	—	用務員	53.9	255,900	1.40
うちその他	49.4	10	328,633	370,635	—	—	—	—	—
長野県	47.8	624	329,619	369,309	355,658	—	—	—	—
国	48.9	4,784	284,679	—	320,623	—	—	—	—
類似団体	47.7	36	294,900	317,091	306,447	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		C/D
	公務員(C) (円)	民間(D) (円)	
駒ヶ根市	—	—	—
うち学校調理員	5,881,806	3,309,000	1.78
うち用務員	5,934,616	3,227,400	1.84
うちその他	5,508,167	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成17年～19年の3年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注)1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- (注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況【平成20年4月1日現在】

区分	駒ヶ根市	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況【平成20年4月1日現在】

区分	経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20年以上	
一般行政職	大学卒	284,500 円	328,400 円	387,200 円
	高校卒	— 円	279,700 円	328,500 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	329,725 円

- ※ 金額が記載されていない欄は、対象者がいない項目です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

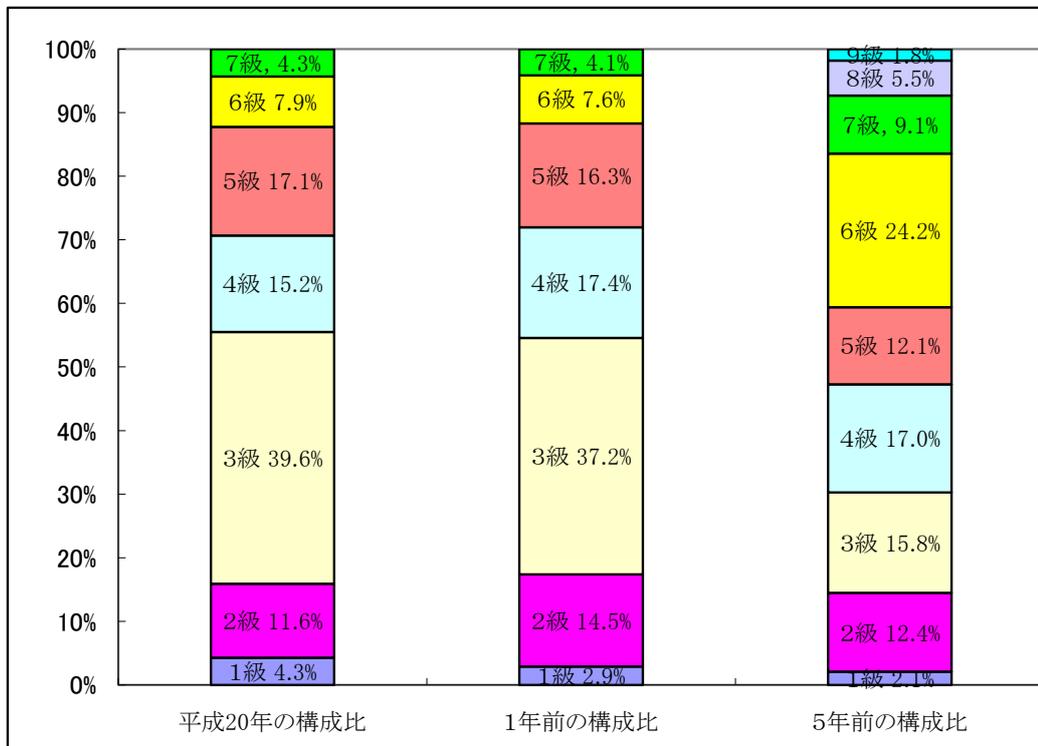
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主任	主査	係長	係長	課長	部長	
H20.4.1 職員数	7人	19人	65人	25人	28人	13人	7人	164人
現在 構成比	4.3%	11.6%	39.6%	15.2%	17.1%	7.9%	4.3%	100.0%

(注1) 駒ヶ根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 職員数は、一般職に属する職員から、税務職、保健師、栄養士、保育士、幼稚園教諭、技能労務職などの職種が除かれています

(注3) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。

(旧給料表の1級及び2級、並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています)

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

駒ヶ根市		長野県		国	
一人あたりの平均支給額(19年度) 1,700 千円		一人あたりの平均支給額(19年度) 1,857 千円		-	
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分		(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分		(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分	
職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~15% ○管理職加算 なし		職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 10~25%		職務の等級による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 10~25%	

(2) 退職手当 (H20. 4. 1現在)

	駒ヶ根市		国	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.58月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職の特例措置 (2% ~ 20%)		定年前早期退職の特例措置 (2% ~ 20%)	
一人当たり平均支給額	19,296 千円			

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成20年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算・全会計)	48,500 円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成19年度決算)	1,672 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)	9.5 %	
手当の種類 (手当数)	全8種類	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給単価
徴収手当	市税、住宅使用料、保育料、介護保険料、水道料金の徴収のため、庁舎外において1日3時間以上業務に従事した職員	日額 500円
感染症防疫等作業手当	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場所において、特殊な作業に従事した職員	日額 500円
死病人取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員 行旅病人の救助、看護等に従事した職員	死亡1体2,500円 病人1件1,500円
用地交渉手当	用地の取得又は物件、権利の補償に関し、特に困難な交渉業務に従事した職員	日額 250円 (2時間未満200円)
死亡動物取扱手当	正規の勤務時間外に招集を受けて出勤し、犬、ねこ等の動物の死体の処理作業に従事した職員	1体 500円
危険作業等従事手当	異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生する危険性の高い現場において、道路、河川等の巡回監視、居住者等の避難誘導、応急復旧作業又は災害状況調査に従事した職員	巡回監視、避難誘導 日額 300円
	勤務環境の劣悪な現場で行う作業に従事した職員 崩落の危険がある現場での監督、調査、測量又は不法投棄処理 病虫害の防除等のために行う有害物散布作業に直接従事する等	応急作業、調査、測量、不法投棄処理等 日額 500円
相談業務従事手当	相談者等と直接接して行う面接、相談、指導、診察等の立会い及び入所等の業務のうち、特に市長が認めるものに従事した職員 (社会福祉主事、保育士及び教諭、保健師、看護師、相談員)	日額 500円
特殊現場作業手当	水道施設の故障であって、速やかに復旧することを要する復旧作業に、正規の勤務時間外に招集を受けて従事した職員 (上水道事業従事職員)	従事1回につき 1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	73,017,139 円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	239,400 円
支給実績 (18年度決算)	59,481,308 円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	192,496 円

(5) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給月額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 親族(配偶者扶養) 6,500円 親族1人(配偶者非扶養の場合) 6,500円 親族1人(配偶者なしの場合) 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		34,094千円	20,891円
住居手当	1 借家等 自ら居住するための住宅を借り受け、居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。 2 自宅 その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの 3,000円	同じ 異なる	新築又は購入の日から5年以内 (2,500円)	12,707千円	8,680円
通勤手当	通勤のために公共交通機関等を利用、自動車等の使用を常例とすること、通勤距離が片道2km以上である職員に支給されます。 公共交通機関等の利用者 実費(55,000円限度) 自動車等の使用者 通勤距離により 2,000～20,900円	一部異なる	距離に応じた支給額の区分及び最高支給額が異なる。 自動車等の使用者 通勤距離により、2,000円～24,500円	10,127千円	4,241円
管理職手当	部長相当職 8%(規則12%) 課長相当職 6%(規則9%) 現在、減額措置を実施しています	一部異なる	本府省課長25%から課長補佐8%まで、役職に応じて、6段階	8,410千円	30,471円
宿日直手当	正規の勤務時間外に宿日直した場合 一般の宿日直 4,600円 5時間未満の場合 2,300円	異なる	4,200円～5,900円 (5時間未満は2分の1)	1,126千円	767円

5 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	629,600円 (787,000円)	1,010,000 円 / 460,000 円
	副市長	663,000円	800,000 円 / 347,500 円
	教育長	579,000円	
報酬	議長	405,000円	495,000 円 / 309,000 円
	副議長	339,000円	440,000 円 / 251,000 円
	議員	314,000円	400,000 円 / 227,000 円
期末手当	(平成20年度支給割合)		
	市長等	4.69月分 (役職加算100分の40を含む)	
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	市長	給料月額×在職月数×0.45×0.80	13,599,360円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.32×0.95	9,674,496円 任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×0.27×0.95	7,128,648円 任期毎
備考	退職手当については、現在5%の自主減額を実施しています。		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

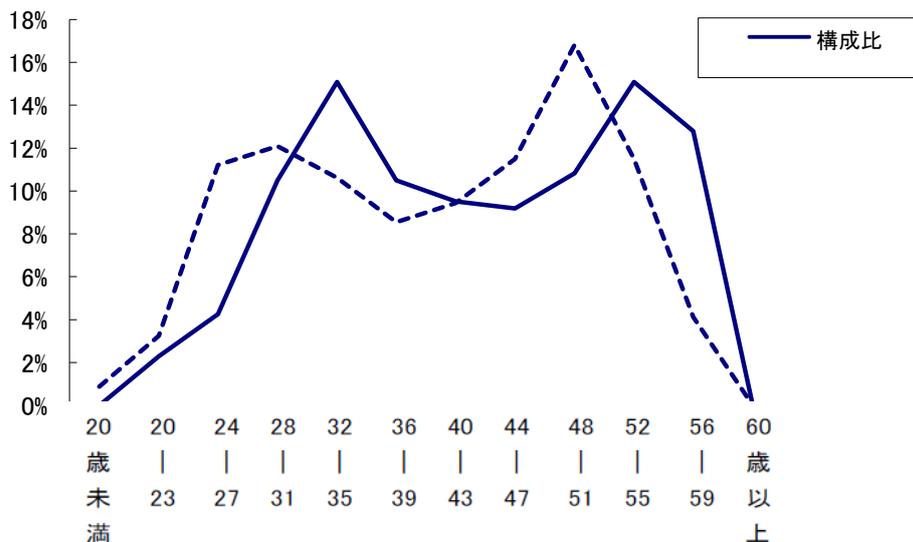
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成19年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総務企画	60	61	△ 1	退職職員欠員不補充
	税 務	18	17	1	欠員補充
	民 生	72	72	0	
	衛 生	15	13	2	
	労 働	1	1	0	
	農 林	16	16	0	
	商 工	9	9	0	
	土 木	23	27	△ 4	事業量の減少
	計	217	219	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.50 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 103.28 人
教育部門	50	54	△ 4	退職職員不補充	
消防部門	0	2	△ 2	消防団事務職員を総務企画部門へ移動	
小 計	267	275	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.20 人	
会営企業等	水 道	8	8	0	
	下 水 道	9	11	△ 2	事業量等の減少
	国保事業	6	6	0	
	介護保険	6	6	0	
	小 計	29	31	△ 2	
合 計	296	306	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.7 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員	0	7	13	32	46	32	29	28	33	46	39	0	305 人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況【人員削減5か年計画・集中改革プランの進捗状況】

公務能率の向上と行政コストの増加抑制は、市民の効率的行政運営への高い要望もあり、重要な行政課題となっています。

厳しい財政運営を迫られている今日、適正な定員管理による行政運営の簡素効率化と行政コストの増加抑制が緊急に必要とされており、市では、定員削減を強力に押し進めるため、定員削減計画を策定し、これを着実に実施しています。

① 定員適正化計画の数値目標

○人員削減5か年計画:平成15年度を当初目標設定年度とした定員適正化計画で、平成16年度から平成20年度までの5か年間で、職員数を全体で1割(34人)削減する。

○集中改革プラン :国の求めにより作成した計画で、平成17年を起点とし平成22年度当初までに24人の職員数を削減する。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

区分	年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
計画職員数 (年度当初)	5か年計画	339	340	332	326	322	316	306		
	集中改革プラン				324	319	318	310	306	300
新規採用数			8	0	0	2	3	8	9	
年度当初職員数		339	340	328	324	319	315	303	295	
年度末退職者数		△ 7	△ 12	△ 4	△ 7	△ 7	△ 20	△ 17		
	うち定年退職	△ 4	△ 6	△ 1	△ 3	△ 1	△ 7	△ 8	△ 5	
	うちその他退職	△ 3	△ 6	△ 3	△ 4	△ 6	△ 13	△ 9		
年度末職員数		332	328	324	317	312	295	286		

(注1) 各年4月1日現在の職員数です。ただし、退職者数については、3月31日現在です

(注2) 計画進捗率(1)は、人員削減5か年計画の削減数(34人)に対する削減述べ人数の進捗率を示します

(注3) 計画進捗率(2)は、集中改革プランの削減数(24人)に対する削減述べ人数の進捗率を示します

(注4) うち定年退職欄は、計画期間中の定年予定者の人数をあらかじめ登載しています

7 勤務時間その他の勤務条件に関すること

(1) 勤務時間の状況【標準的な職場】

本		庁	
勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時30分	休憩 午後12時から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

※ 職員の勤務時間は、この標準的な職場のほか、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、午前7時から午後10時までの時間帯の中において、弾力的に運用しています

(2) 年次有給休暇の取得状況

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間の状況					前年の状況	2年前の状況
総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)	平均取得日数	平均取得日数
日	日	人	日	%	日	日
10,782	2,286	271	8.4	21.2	8.3	8.3

(注1) 平成19年1月1日から平成19年12月31日までの全期間を在職した職員に限ります

(注2) 当該期間の中途の採用、退職職員及び当該期間中に育児休業、休職等の事由のある職員並びに派遣職員は除かれます

8 分限処分者及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者の状況

平成19年度は、分限処分に付された職員は、2名でした(心身の故障による分限休職)

分限処分 : 職員が一定の事由によってその職を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます
分限処分は、公務能率の維持と適正な行政運営の確保を目的として行われます

(2) 懲戒処分者の状況

平成19年度は、懲戒処分に付された職員は、いませんでした

懲戒処分 : 職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及して行う行政上の制裁・処罰をいいます
懲戒処分は、職員の行った行為に対し、道義的責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的として行われます
懲戒事由として、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があげられています

9 その他の報告事項

(1) 公務災害の発生状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に発生した公務災害の状況を報告します

部 局 等		公務災害	通勤災害	発生件数合計
市 長 部 局	正 規 の 職 員	5件		5件
	そ の 他 の 職 員			
教 育 委 員 会	正 規 の 職 員	1件		1件
	そ の 他 の 職 員			
公 営 企 業 (水 道 事 業)	正 規 の 職 員			0件
	そ の 他 の 職 員			
合 計	正 規 の 職 員	6件		6件
	そ の 他 の 職 員	0件		

(2) 公平委員会の報告状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に受理した件数を報告します

区 分	受理件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

措置要求 : 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置がとられるべきことを要求することができます
要求があった場合は、公平委員会は審査を行い、地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければなりません

不服申立て : 懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して、審査請求又は異議申立てをすることができます
公平委員会は、不服申立てを受理した場合は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づき、必要がある場合には、処分者である地方公共団体に、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています

(3) 研修の状況

研修内容		受講者数(延べ)
職場外研修	階層別	
	評価者研修等	125人
	一般研修	
	事業提案力向上研修等	133人
職場内研修	専門研修	
	財務会計研修等	71人
	派遣研修	
郡内派遣研修等	5人	
一般研修	健康管理研修等	173人

(4) 福利厚生状況

① 健康診断の状況

定期健康診断		人間ドック
受診者数 (非常勤職員含む)	受診率	受診者数
352 人	100%	140 人

② 職員互助会の設置及び活動状況

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、駒ヶ根市職員共済組合を設置し、保健、教養、体育振興などの事業を行っています。
- ・運営は、職員の月会費(給料月額 \times 3/1000)と市負担金(会費同額)により運営されています。

○平成19年度職員互助会運営経費主な内訳

項目	年間総額	内容
職員会費	3,454千円	給料月額 \times 3/1000+200円
職員事業参加負担金	2,279千円	互助会事業ごとの参加職員負担金
公費負担	3,320千円	給料月額 \times 3/1000に相当する額

人事行政運営等の状況についてのお問い合わせ先

総務部 庶務課

TEL 0265(83)2111 内線(213)

FAX 0265(83)4348

Mail shomu@city.komagane.nagano.jp

